

令和5年第2回赤穂市教育委員会議事録

- 1 日 時 令和5年2月20日 午後2時00分
- 2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室
- 3 出席委員
- |          |         |
|----------|---------|
| 教 育 長    | 尾 上 慶 昌 |
| 教育長職務代理者 | 大 河 龍 生 |
| 委 員      | 池 坂 めぐみ |
| 委 員      | 志 水 矛   |
| 委 員      | 井 本 学 明 |
- 4 委員以外の出席者
- |                |         |
|----------------|---------|
| 教 育 次 長        | 高 見 博 之 |
| 教 育 次 長        | 入 潮 賢 和 |
| 総 務 課 長        | 西 岐 厚 志 |
| こども育成課長        | 近 藤 雅 之 |
| 幼児教育指導担当課長     | 中 丁 知 子 |
| 学校教育課長         | 田 中 豊 史 |
| 生涯学習課長         | 橋 本 政 範 |
| 文化財課長          | 中 田 宗 伯 |
| スポーツ推進課長       | 笠 原 裕 之 |
| 学校給食センター所長     | 正 木 洋 志 |
| 中央公民館長兼市民会館長   | 本 家 信 治 |
| 図書館長兼市史編さん担当課長 | 小 野 真 一 |
| 書 記            | 澁 谷 文 江 |
- 5 付議事項
- |       |   |
|-------|---|
| 第1号議案 | 公立学校管理職人事異動について   |
| 報告2   | 専決処分の報告について   |
| 専第1号  | 令和4年度赤穂市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について                         |
| 第2号議案 | 令和5年度学校給食実施計画について                                       |
| 第3号議案 | 令和4年度赤穂市一般会計補正予算（2月）について                                |
| 第4号議案 | 令和5年度赤穂市一般会計予算について                                      |
| 第5号議案 | 赤穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について      |
| 報告3   | 物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について                                |
| 報告4   | 赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| その他   | (1) 問題行動、いじめ・不登校の状況について<br>(2) 春季休業中における生徒指導について        |

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 池 坂 めぐみ

署 名 人 志 水 矛

## 令和5年第2回赤穂市教育委員会議事録

教育長

ただいまより、第2回定例教育委員会を開会いたします。

委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

なお、第1号議案は人事案件のため、説明員として関係職員のみ入室を許可しております。第2号議案よりその他の説明員の入室を許可することといたします。

はじめに、令和5年第1回教育委員会議事録の署名を池坂委員と志水委員にお願いします。

( 教育長署名後、池坂委員、志水委員の署名 )

次に、教育長の報告を行います。

教育長

( 別紙「教育長活動報告」のとおり報告 )

次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。

志水委員と井本委員にお願いします。

議事に先立ち赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

第1号議案については、同規則第5条第1項第1号の、市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱に関する事件に、報告2については、同規則第5条第1項第2号の、附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に、第3号議案ないし第5号議案については、同規則第5条第1項第4号の、教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に、報告3ないしその他(1)については、同規則第5条第1項第7号の、会議の公開が不相当である事件に、それぞれ該当すると考えられますので、いずれも非公開としてよろしいか。

全委員

異議なし。

教育長

以上のとおりの賛成をもちまして、第1号議案及び報告2、第3号議案ないしその他(1)については、非公開と決定します。

それでは、審議に入ります。

第1号議案「公立学校管理職人事異動について」事務局の説明をお願いします。

[ 非公開案件として、第1号議案「公立学校管理職人事異動について」説明を行い、その後審議を行った。 ]

原案承認

( 説明員 入室 )

教育長

教育委員会を再開いたします。

次に、報告2「専決処分の報告について」事務局の説明をお願いします。

[ 非公開案件として、「専決処分の報告について」説明を行い、その審議を行った。 ]

教育長

次に、第2号議案「令和5年度学校給食実施計画について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

( 令和4年度学校給食実施計画について議案3～9ページに基づき説明を行った。 )

教育長  
委員

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

社会情勢であるとか物価の高騰を考えると、非常に難しい中での給食を作る作業だというふうに思っています。そういう中で学校給食の水準を維持しつつ、子どもたちの栄養価も考えて給食を作っていたら、今後も安全で美味しい給食の提供をひとつよろしく願いできたらなというように思います。以上です。

教育長

他にご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、第2号議案「令和5年度学校給食実施計画について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員  
教育長

異議ありません。

以上のとおりの賛成をもちまして、第2号議案は、原案のとおり議決されました。

次に、第3号議案「令和4年度赤穂市一般会計補正予算（2月）について」事務局の説明を順次お願いいたします。

[ 非公開案件として、「令和4年度赤穂市一般会計補正予算（2月）について」説明を行い、その審議を行った。 ]

原案承認

教育長

次に、第4号議案「令和5年度赤穂市一般会計予算について」順次事務局の説明を順次お願いいたします。

[ 非公開案件として、「令和5年度赤穂市一般会計予算について」説明を行い、その審議を行った。 ]

原案承認

教育長

次に、第5号議案「赤穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」事務局の説明をお願いします。

[ 非公開案件として、「赤穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」説明を行い、その審議を行った。 ]

原案承認

教育長 次は、報告3「物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」事務局の説明をお願いします。

[ 非公開案件として、「物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」説明を行い、その審議を行った。 ]

教育長 次は、報告4「赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」事務局の説明をお願いします。

[ 非公開案件として、「赤穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」説明を行い、その審議を行った。 ]

教育長 次は、その他(1)「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いいたします。

[ 非公開案件として、「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行い、その審議を行った。 ]

教育長 次は、その他(2)「春季休業における生徒指導について」事務局の説明をお願いします。

事務局 ( 春季休業における生徒指導について、議案31～34ページに基づき、説明を行った。 )

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員 休業になるとか普段の時もそうなんですけれども、いろいろ青少年愛護条例とかで、いろんな決まりがあると思うんです。赤穂市ではどういう決まりになっているのか、ちょっといろいろ赤穂市のホームページとか見たんですけど、兵庫県に準じているんだらうなということで、多分、深夜徘徊が(午後)11時から午前5時。兵庫県は外出、中学生が午後7時、高校生は午後9時。冬季は、中学生は(午後)6時になっていたんですが、結構、子ども同士で出かけている子どもたちがその時間を知らずに守ってないと思うんです。私も、これどうだったかなと思って、結構時間をかけて調べたので、加古川なんかは、

小学生は（午後）6時、冬は（午後）5時。中学生は（午後）7時で、冬季は（午後）6時というのを別枠で決めているみたいで。大阪なんかは、16歳未満は（午後）8時まで、（午後）8時以降はだめとか。16歳から18歳は（午後）11時までみたいな形で、条例などで決めていたんですが、子どもによっては、本当に子ども同士で私方が思っている以上に出かけていて、姫路とか大阪とか京都でも行っている子がいる。そうすると帰りが遅くなって、親御さんが駅まで迎えに行ったらいいんですけど、そのまま友だちの家に泊まるとか、私方の時代では、あれ、だめだったんじゃないかな、みたいなことが平気で行われているんで、カラオケなんかも友だち同士で普通に行っていますし、普通に何気なくしているのです。赤穂市としてはどこまで許しているのか。保護者の方もそれを知らないんじゃないかなと思ひまして。あまりきっちり決めてしまっても良くないというか、はみ出た時にいろいろあるので、どこまでがOKで、だから注意もしにくくて、分からないので。思った以上に無防備な子が多いので、普通にするんですけど無防備かなと思う子もいて。SNSに関しても、みんな動画があがっていたり、で、結構子どもたちTikTokですごいあげているんです。24時間で消えるかなんかで。でも「それ、貼り付けられて置かれたら、もうずっと残るよ」と。「将来の就職なんかで結構困ったりすることがあるからね」とか言ったら、「次、止めよう」みたいな。勉強しているんですけど、自分のこととして捉えてない。危険なことをしていると結構感じるのです、そのへんを教えていただけたらと思ひます。

事務局

帰宅時間につきましては、33ページの（5）に午後11時から午前5時が深夜徘徊ということで位置づけられています。小学校の帰宅時間につきましては、各学校で決められておひまして、今（2月）では夕方5時の帰宅時間、4月になると日が長くなるので、6時の帰宅時間というふうに決められておひます。それぞれに季節によって帰宅時間を変えておひます。SNSの危険トラブルについては、先ほどおっしゃったとおりに当事者として、また自分のこととして考えるように引き続き指導して参ります。

事務局

先ほどご指摘があったところ、かなり曖昧になっている部分があって不安だなあと確かに、思い起こせばある部分がございます。ありがとうございます。大阪等のような何時には出はいけませんよ、という条例化というのは本市としてはしておひませんので、ただ、子どもたちに指導しているのは暗くなってから必要もないのに出歩くな、とこれが基本となっております。ですので、季節によっても当然変わってきます。当然、宿泊等も今お話が出ましたが、子ども同士の宿泊もしない、そういうような形になっておひます。出かける場所が特別な場所へ友達と遊びに行く、ここまではいいけど、どこまではだめです

よ、このようなことはありませんが、ここは家庭にお任せをしているところであって、責任を持って、怪我とか事件に巻き込まれるようなことがないように指導をお願いしますということで対応をさせていただいております。その他、SNS。非常に耳が痛いところでもございました。毎年、どの中学校においても、講師の先生をお呼びしたり、授業の中でお話をしたり、休みがあったり何か機会があるごとにお話をしているにも関わらず、自分事としてなかなか感じていない、というところを今お聞きしまして、大変まずいなと感じているところでもありますので、そのところはもう少し学校へ、こういう状況であるで、という情報を伝えさせていただいて、対応をしていきたいというふうに考えております。カラオケというのもありましたけども、カラオケ等につきましても子ども同士では行けない、要は閉め切った中で何があるか分からないということで、基本的にはだめ、しかしながら、少し家庭の方の状況も変わってきてまして、こちらの指導というか伝え方も足りない部分もあると思うんですが、どうしても周りがやっているというところで、押され気味な保護者もございますので、今後ともしっかりとした対応を学校として、保護者や子どもたちにお話しできて、指導ができるように事件・事故に巻き込まれる可能性が少しでも減るように対応して参りたいと思います。

教育長

他にご発言がないようですので、その他(2)「春季休業に係る生徒指導について」の報告を終わります。

その他、事務局から報告事項等がありますか。

事務局

( USBの紛失について報告した。 )

教育長

その他、事務局から報告事項等がありますか。

事務局

( 教育委員会臨時会を3月16日(木)午後2時から、第3回定例教育委員会を3月30日(木)午前10時からいずれも赤穂市役所第2庁舎で開催することを報告した。 )

教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして第2回教育委員会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。

(午後3時35分閉会)